

仕様書

1. 件名

公用車賃貸借(メンテナンスリース)

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)において、役職員等の移動に使用する自動車のリースを目的とする。

3. 納入場所

千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

4. 納入条件

持込渡し

5. 車種

トヨタ アルファード ハイブリッド車 グレードG 又は同等品

6. 車両仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条第1項の規定に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和8年2月3日変更閣議決定)の「自動車」の基準を満たす他、次の要件を満たすこと。

なお、下記に示す機器の特徴的な機能や数量を満足するものであれば同等品を可とする。ただし、事前に仕様が判断できる資料を以て、発注者の了解を得ること。

- ① 普通自動車(トヨタ アルファード ハイブリッド車 グレードG 相当): 1台
- ② ハイブリッド自動車であること
- ③ 総排気量が2,500cc以下であること
- ④ 車両重量が2,140 kg以上、2,200 kg以下であること
- ⑤ 使用燃料は、無鉛レギュラーガソリンであること
- ⑥ 7人乗りで5ドアのミニバン・ワンボックスであること
- ⑦ 車体色は黒とすること。
- ⑧ 新車(初年度登録が1回目)であること。

7. 装備(標準装備品の場合を含む)

- ① ナンバーフレームを装備すること。
- ② サイドバイザーを装備すること。
- ③ フロアマットを装備すること。
- ④ 安全装備として、運転席及び助手席エアバッグ、ABS、ブレーキアシスト、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時急発進抑制機能、車線逸脱警報、レーンキープ支援機能、標識認識機能及び全車速追従機能付クルーズコントロールを装備すること。
- ⑤ 車両周囲の確認を補助する全周囲カメラ又は同等の機能を有するカメラシステムを装備し、映像を車内ディスプレイに表示できること。
- ⑥ 後方接近車両及び後方歩行者等を検知し、警報又はブレーキ制御により安全確認を補助する機能を装備すること。
- ⑦ 電気式無段変速機、右ハンドル(パワーアシスト付き)、パワーウィンドウ、パワードアロック及びオートエアコンを装備すること。
- ⑧ カーナビゲーション機能を有する 14 インチ以上のディスプレイオーディオ又は同等品を装備すること。なお、バックカメラ連動式、ラジオ機能付きとし、テレビ受信機能を有しないこと。
- ⑨ ETC 2.0 ユニットを装備すること。なお、ビルトイン型、ナビゲーション連動型とし、納入時にセットアップ済みであること。
- ⑩ ドライブレコーダーを装備すること。前後 2 カメラ又は 360 度カメラ、200 万画素以上、HDR 対応とし、SD カード等に記録した映像を一般的なパソコンで再生できるものとする。
※ドライブレコーダーの取付けに当たっては、車内用アクセサリ系端子から直接電源を取るものとし、シガーライターソケットは使用しないこと。
- ⑪ IR (赤外線) カットフィルムをリヤサイド部に施工すること。色調はダークスモーク程度、可視光線透過率は 21% 程度とする。
- ⑫ 冬タイヤをアルミホイール付きで 4 本用意し、納品時に車両へ積み込むこと。
- ⑬ タイヤパンク応急修理キットを備えること。
- ⑭ 三角表示板を備えること。

8. 賃貸借期間

2027 年 4 月 1 日～2032 年 3 月 31 日(60 か月)

9. 推定走行距離

2,000km(月間)

10. 賃貸借条件

(1) メンテナンスリース、クローズドエンドとし、賃貸借期間満了後は残価精算なしにて受注者へ車両返却するものとする。なお、受注者は賃貸借期間中に発生する次の費用を負担すること。

- ① 車両本体及び付属品
- ② 新規登録に伴う諸費用一式
- ③ 自動車損害賠償責任保険
- ④ 車検証更新に伴う諸費用一式
- ⑤ 点検整備費及び整備のために必要な消耗品の補充及び交換
 - ・ 継続車検整備
 - ・ 法定点検整備
 - ・ メーカーが推奨する点検整備
 - ・ その他消耗品
- ⑥ バッテリー交換(必要数)
- ⑦ エンジンオイル交換補充(メーカー推奨のサイクルで交換補充すること)
- ⑧ 油脂類の交換補充(メーカー推奨のサイクルで交換補充すること)
- ⑨ 一般修理
- ⑩ タイヤ
 - ・ 賃貸借期間中に使用する夏タイヤ及び冬タイヤの管理、必要に応じた交換並びに季節に応じた履替えを行うこと。
- ⑪ 納品場所までの納入及び賃貸借終了後における車両引取に要する費用

(2) 賃貸借費用に含まない事項

- ① 任意保険、車両保険
- ② 交通事故及び第三者行為による損害の修繕費

(3) その他

- ① 車両の整備は請負者が保有又は契約提携する整備工場で行うものとする。
- ② 実際の走行距離が第9項の走行距離から変動しても、精算等を行わない。
- ③ 法定費用又は諸費用が変動しても、それらの精算等を行わない。
- ④ 受注者は、納車日について事前に QST と協議し、賃貸借期間の開始日から QST が車両を利用できるよう努めること。

11. 検査条件

- (1) 外観検査
- (2) 動作確認
- (3) 第 10 項に示す賃貸借条件を満たしていること。
- (4) 第 12 項の提出図書が完納されていること。

12. 提出図書

契約開始前に以下の書類を提出すること。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書
- その他、QST が必要と認める書類

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合には、QST 担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

以 上